

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年9月25日から44年3月21日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を、42年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年9月は2万円、同年10月から43年6月までは2万2,000円、同年7月から44年2月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月ごろから44年3月21日まで

私は、昭和42年4月ごろから44年7月までの間、A社(現在は、B社)で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の正社員として、約2年間途切れることなく勤務しており、また、申立期間当時の元上司には、厚生年金保険の加入記録があるとのことだったので、私も加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、申立人の昭和42年9月25日から44年7月22日までの間におけるB社に係る加入記録が確認できることから、申立人が当該期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立事業所における申立期間当時の元社会保険事務担当者の供述では、「申立事業所では申立期間当時も、従業員について雇用保険と厚生年金保険には必ず一緒に加入するよう取扱っていたので、雇用保険の加入記録がありながら、厚生年金保険に加入しないことは考えられない。」としている。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載している、申立期間及びその前後に被保険者資格を取得している元同僚 15 人のうちの連絡の取れた 11 人全員が、自身の申立事業所における勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致していると供述している。

加えて、これらの元同僚 11 人のうちの雇用保険の加入記録が確認できた 3 人について、雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日を突き合わせた結果、2 人については両記録が一致するとともに、残りの 1 人は雇用保険の資格取得日から約 2 か月遅れで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立事業所では、従業員について雇用保険と厚生年金保険の資格取得日は、概ね一致していることがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 9 月から 44 年 2 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と入社時期及び生年月日が近似し、かつ、申立期間当時に申立人と同様の業務に就いていたとする元同僚に係るオンライン記録から、昭和 42 年 9 月は 2 万円、同年 10 月から 43 年 6 月までは 2 万 2,000 円、同年 7 月から 44 年 2 月までは 3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では、申立期間当時の関係資料を保管していないため、当該期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料等が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から同年 9 月 24 日までの期間については、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録が確認できない。

また、申立事業所では、前述のとおり、当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等は不明としている。

さらに、前述の申立事業所に係る被保険者原票では、申立人の被保険者記録が、昭和 44 年 3 月 21 日から同年 7 月 23 日までの間確認できるのみであり、申立期間のうちの 42 年 4 月から同年 9 月 24 日までの間には、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうちの昭和42年4月ごろから同年9月24日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年7月1日）及び資格取得日（昭和44年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月1日から44年4月1日まで

私は、昭和42年4月から44年3月までの2年間、B校（現在は、C校）の委託勤務先であったA社で途切れることなく勤務していたにもかかわらず、その途中に当たる申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立期間中、途中で勤務形態も変わることなく、継続して申立事業所で勤務していた上、同校を卒業後の昭和44年4月から49年8月までの間も引き続き、申立事業所に勤務していたので、申立期間中も、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人が昭和42年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、43年7月1日に資格を喪失後、同一の厚生年金保険の記号番号で44年4月1日に資格を再取得しており、申立期間に係る加入記録が無い。

しかしながら、C校では、申立人のB校に係る学籍記録は、申立人の申立てどおり、昭和42年4月10日付けで入学し、44年3月12日に卒業するまでの間、同校に在籍するとともに、その期間は不明としながらも、申立人における

入学日からの委託勤務先は申立事業所であった旨回答している。

また、申立人が申立期間及びその前後に、申立事業所で一緒に勤務していたとして挙げた直属の元上司及び元同僚の二人はいずれも、申立人とは申立期間当時、申立事業所で一緒に働いており、学生であった申立人が途中で辞めたようなことはなく、その勤務内容及び勤務形態に変更は無かったと供述している。

さらに、オンライン記録では、申立事業所における全被保険者 160 人のうち、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、再度資格を取得している者 6 人（申立人を除く。）が確認できるところ、このうちの連絡の取れた 5 人から聴取した結果、その全員が、その期間は結婚、出産などにより、申立事業所を退職していた期間に当たると供述しており、継続して勤務していた期間に被保険者資格を喪失した者は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る社会保険事務所（当時）の昭和 43 年 6 月の記録から 1 万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る申立期間における保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれらを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のB社における厚生年金保険の資格取得日は昭和21年10月23日、資格喪失日は22年11月5日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年10月から22年5月までは480円、同年6月から同年10月までは600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月ごろから21年10月ごろまで
② 昭和21年10月ごろから22年11月ごろまで

申立期間①及び②について、私は、それぞれA社、B社で勤務していたにもかかわらず、両申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、両申立期間ともに、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該期間とほぼ一致する昭和21年10月23日から22年11月5日までの13か月間について、申立人の生年月日とは生まれ年が異なるものの、申立人と同姓同名で、かつ、基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険の被保険者資格記録が確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においても、同様に申立人の生年月日は一部異なって記載されているものの、「B社」という事業所において、前述の被保険者名簿の資格記録どおりの加入記録が確認できる。

さらに、申立人が挙げた元同僚は、「勤務時期は明確ではないものの、申立人が申立期間②当時、B社で勤務していたことは間違いなく、また、申立人と

同姓同名の従業員は当該期間当時、他にいなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、当該基礎年金番号に未統合の記録は、申立人の被保険者資格記録であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 21 年 10 月から 22 年 5 月までは 480 円、同年 6 月から同年 10 月までは 600 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、A 社（昭和 21 年 3 月 17 日付けで C 社から商号変更）に関する申立人の供述などから、申立人が同社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿等では、当該事業所は、申立期間の後の昭和 24 年 3 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるのみである上、オンライン記録では、C 社という名称の事業所が適用事業所として確認できない。

また、申立事業所は昭和 24 年 10 月 1 日付けで適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の元事業主も既に死亡していることなどから、申立期間①における申立人の在籍状況、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、申立人は、申立期間①当時の申立事業所における元同僚の氏名等を明確に記憶していないことなどから、申立てに関する供述等を得られない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額のうち、昭和62年12月及び63年1月、同年10月から同年12月までの期間、平成元年5月、及び同年7月から同年9月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から平成2年1月1日まで
申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額及び保険料控除額が、私の所持している支払明細書に記載された金額と相違しているため、私の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した支払明細書及び申立事業所が保管する給与台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額から判断すると、昭和62年12月及び63年1月、同年10月から同年12月までの期間、平成元年5月、及び同年7月から同年9月までの期間は、28万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間について、当時の社会保険関係資料を保管してお

らず、申立期間当時の詳細は不明であると述べており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間のうち、i) 昭和 63 年 2 月から同年 9 月までの期間、平成元年 1 月及び同年 2 月、同年 4 月並びに同年 6 月は、申立人の給与支給総額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できること、ii) 平成元年 10 月から同年 12 月までの期間は、申立人の保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できること、iii) 昭和 62 年 11 月及び平成元年 3 月は、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立人の給与支給総額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月については、申立事業所では社会保険関係資料を保管しておらず、申立人の保険料控除状況等が不明であるため、記録の訂正を認めるまでには至らない。

鹿児島国民年金 事案 657

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年1月まで
申立期間については、会社退職後であるが、私の夫が国民年金の加入手続を行い、毎月、夫婦二人分の保険料を集金袋に入れて納付していた。
申立期間の国民年金保険料について、私の夫は納付済みとなっているのに、私の記録は未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、その夫が夫婦二人分を一緒に納付していたと述べているところ、申立人は、昭和49年4月1日に厚生年金保険への加入に伴い国民年金被保険者資格を喪失し、50年2月1日に国民年金被保険者資格を再取得したことが、町（当時）の国民年金被保険者名簿により確認できる上、その夫は、申立期間の一部である49年10月から同年12月までの国民年金保険料を同年4月30日に納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立人は厚生年金保険の被保険者であるため、夫婦一緒に納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 21 日から 45 年 5 月 11 日まで
② 昭和 45 年 7 月 1 日から同年 9 月 13 日まで
③ 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 1 月 21 日まで
④ 昭和 46 年 2 月 17 日から 47 年 12 月 1 日まで

私は、妊娠したため退職したが、その際に脱退手当金を受給した覚えはなく、年金記録に誤りがあると思われるので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間④に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和48年11月22日に支給決定されていることが確認できることから、申立期間④の事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿の「給・脱」欄の「脱」に○印があるとともに、その右欄に「*」の記載が確認できることから、脱退手当金の請求手続が行われたものと推認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号については、申立期間である4回の番号は、同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険の被保険者期間は、脱退手当金を受給した番号とは別の番号となっていることを踏まえると、脱退手当金を受給したためにその後の厚生年金保険の被保険者記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 502(事案 87 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 10 日から 43 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 4 月から平成 17 年 6 月までの間、A社B支店で勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は申立期間中も、雇用保険の記録どおり、申立事業所で勤務していたから、厚生年金保険にも加入していたはずであり、当初の申立てに対する通知の内容について異議がある。

改めて申立期間当時に私が加入していた健康保険の記号番号を記載したメモなどを提出し、再度の申立てを行うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立事業所が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、社会保険庁(当時)の記録どおりであることが確認できること、ii)申立事業所から聴取した結果、申立人と同じ雇用形態(契約社員から正社員)の元同僚一人について、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は雇入日から2年10か月後である旨の回答を得ていることから、申立事業所においては、雇入れから一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続が行われていたことがうかがえること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間当時に加入していたとする健康保険組合に係る健康保険の記号番号を記載したメモを提示しているが、この記

号番号は、申立事業所が保管する申立人に係る「社会保険管理カード」上の「健康保険被保険者証」の記号番号と一致しているところ、この資格取得日は、オンライン記録にある厚生年金保険の加入記録と同一日の昭和43年10月1日と一致しており、申立内容を裏付けるには至らない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿上の申立人の申立事業所に係る資格取得日、及び申立人が保管している厚生年金保険被保険者証上の「初めて資格を取得した年月日」は共に、オンライン記録どおり、昭和43年10月1日と記録されていることが確認できるのみである。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月ごろから 53 年 7 月ごろまで
② 昭和 58 年 1 月ごろから 60 年 3 月ごろまで

申立期間①については、A社で正社員として、また、申立期間②については、B社でパート労働者として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、いずれの申立期間についても、私が各申立事業所で勤務していたことは間違いなく、また、雇用保険に加入していたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録により、申立人のA社に係る被保険者資格が昭和51年6月1日から53年8月3日までの間確認できること、及び申立人が挙げた元上司の供述から、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録等では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①の後の平成10年2月1日であることが確認できるのみであり、当該期間中、申立事業所の本社及び申立ての所在地に申立事業所名及び類似する名称の適用事業所は確認できない。

また、前述の元上司は、申立事業所の開店当初から閉店までに当たる、申立期間①をすべて含むこととなる昭和50年12月ごろから53年10月ごろまでの間勤務していたとしているが、オンライン記録では、この元上司には、当該期間中、申立事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない一方で、国

民年金に加入の上で、このうちの大部分となる 31 か月間、付加保険料を加えた国民年金保険料を納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立期間①当時、A社本社に在職していたとする元同僚二人は、同社では平成 10 年まで厚生年金保険に加入していなかったと供述するなど、申立内容を裏付ける供述等は得られない。

次に、申立期間②については、オンライン記録では、B社という名称の事業所が、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、申立事業所における元事業主等の氏名を明確に覚えておらず、申立てに関する供述等を得られない。

さらに、雇用保険の記録では、申立人の申立期間②における雇用保険の加入記録が確認できない。

加えて、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①の一部及び②をすべて含む昭和 52 年 11 月 21 日から 62 年 2 月 28 日までの間、申立人がその夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月ごろから34年7月ごろまで

私は、申立期間中、A社の日雇労働者として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立事業所における申立期間当時の元同僚3人には、私と同じ日雇労働者であった期間にも、厚生年金保険の加入記録があるとのことだったので、私も加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた元同僚の供述などから、期間の特定はできないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立事業所は昭和37年11月1日付けで適用事業所ではなくなっており、また、申立事業所の上部機関として現存するB社では、申立期間当時の申立事業所に係る職員録を保管しているものの、これには申立人の氏名は記載されておらず、これ以外には関係資料を保管していないことなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、申立期間当時の申立事業所における元社会保険事務担当者及び元給与事務担当者の二人から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等を得られない。

さらに、このうちの元社会保険事務担当者は、「申立期間当時の申立事業所では、従業員の勤務形態の非常勤職員・日雇労働者で区別するのではなく、常時勤務が見込まれる者については厚生年金保険に加入して、そうでなかった者

については加入していなかった。」などと供述していることを踏まえると、当該事業所では申立期間当時、同じ勤務形態であっても、厚生年金保険に加入する者、加入しない者が混在しており、一部の従業員について厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。